

五 集団的自衛権の行使

平時の「防衛努力」にも拘らず、「国の独立と平和」を維持する「国防」にとって、最大の脅威は武力による直接の侵攻・侵略です。

「非核三原則」を遵守する我が国は、核兵器を保有していません。

「専守防衛」を国防方針として表明している我が国は、長距離遠隔地に対する攻撃力を放棄したままです。

この自制束縛された自衛力だけで、果たして、我が国は「独力防衛」が可能でしょうか。

直接侵略に対して「独力で国を守る」とのスローガンは、「言うは易く行い難い」、希望的強弁でしかありません。

「日米安保条約」を背景にすれば、多少の強気発言は申せましようが、「日米同盟」が機能しない状態での「自主防衛」が如何に難しいか、想像しただけで悪寒に襲われます。

それは、何故なのか？

理由は簡単です。

我が国が、独力で防衛するだけの自衛力を備えていないからです。

「日米安保条約」を隠れ蓑^{みの}として、一國で防衛可能な戦力を整備して来なかったからに他なりません。

しかし、そうした防衛力整備を国会の場で阻害しながら、「言論の自由」を背景に、いとも簡単に「反米・反戦」の基地運動を繰り返してきたのが、「安全保障音痴」とも呼ぶべき、一部の政治家と反戦運動家だったのも事実です。

一九六〇年の「日米安保条約改定」から五十年が経過し、「日米安保」があるから戦争に巻き込まれるとの「風評」は、現実とはならず、むしろ、日米同盟を強力な「防衛楯」として、最小の防衛予算（GNI—%程度）により平和を享受して経済発展を果たしたことは、国民の常識となりました。

こうした経緯を踏まえながらも、平成二十二年（二〇一〇年）の年明け早々から、沖縄の普天間基地を巡る政治の迷走が一層激しくなり、「日米同盟」は戦後最大の危機に直面してしまいました。

少なくとも、朝鮮半島と中国の主要都市とを睨む、適地である沖縄の地から米軍精鋭の海兵隊を県外に分離移転、あるいは、日本国外に移転させるならば、米軍の統合戦闘部隊としての即応体制が弱体化することは明らかです。

更には、日本政府の冷たく褪めた（色あせた）対応に、とことん嫌気が増した米政府が、米軍を北東アジアから縮小・撤退させる危険性が生じます。

仮に、米軍が北東アジアから縮小・撤退すれば、休戦状態にある「朝鮮戦争」の行方に影響し、あるいは、台湾に対する中国の本格的な武力統一にも波及する恐れを秘めているのです。

そうなれば、政治体制で価値観を大きく異にする中国、北朝鮮の軍事力に対して、米国と疎遠になった我が国が、独力で「自由民主主義」の現体制を継続して堅持することは極めて困難を伴うと覚悟すべきです。

いま改めて、中国と北朝鮮の軍事力を眺めてみると、我が国を攻撃する「能力」としては、夫々「核ミサイル」を保持しており、攻撃を決断する政治的「意図」は、中国では一握りの指導部が、また、北朝鮮では独裁者金正日が、夫々握っており、意思決定は一夜にして可能です。

ここで思い返すべきは、過去に、当時世界の強国であった英国との「日英同盟」を破棄したために、米・英との関係が疎遠そえんとなり、やがて、孤立しながら戦争への道を辿った教訓です。

こうした中・朝の脅威が年々増大している周辺軍事情勢と、過去に「日英同盟」を破棄した苦い教訓にがとを、冷静に分析するならば、我が国が独力で「国を守れない」状況を打開する最善の戦略は、政治体制において「自由民主主義」の価値観を同じくする米国との同盟を強化、継続することなのです。

即ち、米軍の強大な軍事力によって、中・朝両国の攻撃「意図」を断念させ、戦争を抑止し続けることです。

この現実を理解し、日米同盟の在り方を再考すれば、我が国の国内事情だけで一方向的に日米同盟を弱体化するより寧ろ、日米同盟を強化すべきです。

強化する具体策としては、これまで日米同盟関係では受身だった発想を転換させ、我が国から積極的に「集団的自衛権」の行使に関して、新たな解釈と提案を決意すべき時期を迎えていると考えられます。

我が国の国会論議では、「集団的自衛権」を行使すれば、武力を使用する区域が、米軍の行動範囲の拡大とともに際限なく広がるとの懸念によって、「集団的自衛権」の行使に関する解釈が、消極的になっていました。

「集団的自衛権を行使」すれば、本当に、武力を際限なく使用することになるのでしょうか。

「集団的自衛権」の解釈に関して、東洋大学国際地域学部の西川吉光氏が、論文「集団的自衛権の再考と日本国憲法」の中で、「集団的自衛権は他国防衛の権利ではなく自国防衛のための自衛権と理解」するとした上で、

「集団的自衛権」を、

「 今後は「保有するが行使できず」ではなく、「保有するが安易に行使せず」の主体能動的な立場を取ったうえで、均衡性（必要最小限度）や急迫性といった法的判断だけではなく、日本を取り巻く国際環境や周辺諸国の脅威の度合い等を踏まえ政策的判断を加えた上で実際に行使する範囲を決し、立法措置ないしはドクトリンとして内外に明示すべきである」と

（西川吉光論文「集団的自衛権の再考と日本国憲法」（国際地域学研究 第十一号 二〇〇八年三月）六九頁）

と一歩踏み込んで明快に論述しておられます。（次頁 資料 参照）

この論文の趣旨を踏まえるならば、日米同盟を強化するための「集団的自衛権」の行使では、我が国の国益が及び区域を自ら明確に規定し、米国の同意の下、海外に「防衛ドクトリン」として宣言することです。

例えば、日本が主体的に、

「 我が国の国益を守るため、排他的経済水域（EEZ）内、及び、日本の海上交通路（シーレーン）の防衛に従事する米軍に対しては、国連憲章第五十一条規定の集団的自衛権を行使する」と
と宣言すべきなのです。

資料

(西川義光論文「集団的自衛権解釈の再考と日本国憲法」抜粋)

国際地域学研究第十一号二〇〇八年三月・六九頁)

「日本国憲法は、平和主義を掲げつつも国家の自衛権までを否定しているのではないというのが一般に定着した理解である。そして、個別的自衛権と同様、国家に固有の権利となつた集団的自衛の権利の適用を否定除外する明文は現行憲法には無い。このような重要な自衛権を放棄するのならば、その旨の明文が必要であり、明文もないのに国家固有の権利の行使を否定していると受け止める方が不自然である。国家固有の権利となつたものを敢えて国内法で放棄、制約することは極小的でなければならず、そのような権利の一部を行使しえないものとしたければ、改憲によってその趣旨を盛り込むべきである。」

また、わが国では個別的自衛権と集団的自衛権を別物のように理解し、両者を峻別して受け止める傾向が強いが、国家の防衛という単一の目的の下で行使される一連の自衛権発動の態様をばらばらに切り離して靜的に理解しようとする姿勢は問題だ。集団的自衛権は個別的自衛権の発展した形態であり、行使の形態や発動要件に相違はあつても、ともに固有の自衛権であることの性質は同じである。

さらに、集団的自衛権の行使を認めると、米軍とともに戦争行為に加担するという批判があるが、これもおかしい。集団的自衛権はあくまで自衛権であり、国際紛争を解決するための武力行使とは性質が異なる。それは、仮に米国が武力攻撃を受けた場合、米国と一緒に日本が常に武力によって反撃をしなければならぬ規定ではない。しかも日本にとって死活的に重要な国益を自らの実力を行使することで防衛せねばならない必要があるかどうか等集団的自衛権発動の要件は非常に厳格である。安易な他国への介入を認めるものではない。

但し、集団的自衛権の行使が可能であるということは、その権利を最大限行使すべき義務を負うものではない。国際法および憲法上行使可能であることと、実際に如何なる態様・ケースで、かつ如何なる範囲で行使するかは別問題であり、後者は努めて政策マターの問題である。それを法の解釈を示すべきセクションが担当していたこれまでの対応がおかしかったのである。今後は「保有するが行使できず」ではなく、「保有するが安易に行使せず」の主体能動的な立場をとつたうえで、均衡性(必要最小限度)や急迫性といった法的判断だけでなく、日本を取り巻く国際環境や周辺諸国の脅威の度合い等を踏まえ政策的判断を加えたうえで実際に行使する範囲を決し、立法措置ないしはドクトリンとして内外に明示すべきであろう。」